

※測量、調査など工事以外の業務についても、この事故処理に準じることとする。

発注者		受注者		備考
五條市建設工事等請負業者 選定審査会事務局(契約検査課)	事業担当課			
報告 随時更新 「事故速報」【様式第1号】 報告 建設工事等事故発生報告書 報告 受理 報告 受理 報告 受理 「事故発生原因の究明」及び「事故の再発防止策」 について議論 五條市建設工事等請負業者 選定審査会へ報告 事故発生 通知 「臨機の措置」 ※ 特に必要があるとき、根拠:「建設工事請負契約書」第27条(臨機の措置) 監督職員は、受注者に 「臨機の措置」を請求 提出 「工事打合簿」 「工事一時中止願」【様式第2号】 ※ 工事を中止する必要がある場合 ※ 「建設工事請負契約書」第20条(工事の中止)については適用 せず、発注者は、工事の一時中止に伴う増額措置を講じない。 提出 「工事打合簿」 「事故報告書」【様式第3号】 「事故報告書類①」 根拠:「土木工事共通仕様書(案)」1-1-1-29 提出 「工事打合簿」 「事故報告書類②」 提出 「工事打合簿」 「事故報告書」【様式第3号】 「事故報告書類③」 「事故の再発防止策の検討」 ※ 労働基準監督署 に説明を要する場合 ※ 労働基準監督署に 説明を要しない場合 提出 「工事打合簿」 「工事再開承諾願」【様式第4号】 「変更施工計画書」 承諾 工事再開				
連絡 ・「119番」、「110番」通報 ・労働基準監督署 ・必要に応じて、施設管理者 (電気、ガス、電話、鉄道など) 労働基準監督署 必要に応じて、「指導票」、「是正勧告書」、 「使用停止等命令書」の交付 労働基準 NG OK				